

総務建設常任委員会会議記録

令和8年6月9日開催

令和8年第2回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

（出席委員）

委員長	大濱	博史
副委員長	野田	敏彦
委員	松浦	俊介
委員	佐野	俊光
委員	花堂	晴美
委員	寺島	俊郎
委員	森野	夏歩

（概 要）

- 議案第30号「清水町行政手続条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議案第31号「清水町手数料条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議案第32号「清水町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑では、「これまでの本制度の利用実績は。また、本制度の活用促進を図ることは、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標に掲げる町内の立地企業数の増加の一助となると考えるが、対象となる企業への広報活動は、どのような方法で行っていくのか。」とただしたところ、「利用実績は、平成29年度の1件のみです。また、企業への周知は、現在、町ホームページで案内しているほか、移転や拡充に係る融資等の窓口となる金融機関や町商工会を通じて行っています。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議案第33号「清水町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

○議案第34号「令和8年度清水町一般会計補正予算（第1回）について」は、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、歳入の質疑では、「今後、交付金等の特定財源を活用できるかが不透明である中で、産業祭等の事業の規模を縮小するなどの考えはあるか。」とただしたところ、「今年度のように、ふるさと応援基金を活用するなどし、今後も同等の規模で実施ができるよう検討していきます。」との答弁がありました。次に、歳入歳出全般の質疑では、「不採択となった人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金243万8千円を充当する予定であった事業は。」とただしたところ、「充当する予定であった事業は、産業祭、オータムフェスティバルの124万2千円と、創業・起業等相談支援事業の119万6千円となります。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第36号「令和8年度G I G Aネットワーク機器更新契約の締結について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑では、まず、「入札参加が1社であった理由は。」とただしたところ、「昨今の世界情勢に伴う部品調達等への懸念のほか、更新するネットワークを管理するクラウド上のサービス利用に当たり、一部特定の機種を指定したため、結果として参加業者が限られたと考えています。」との答弁がありました。また、「入札参加が1社であったため、価格競争の原理が働かなかった懸念があるが、適正な価格での落札であったと認識しているか。」とただしたところ、「参加条件等により、参加業者が限られた中での入札としては、妥当な落札率であったと考えています。」との答弁がありました。また、「今回の更新の内容は。また、機器の更新によって、小中学校のネットワーク環境が向上すると考えてよいか。」とただしたところ、「今回の更新は、ファイアウォールの設置、ルーターやスイッチ類、無線アクセスポイントの更新と、ネットワークの設定を行うものです。また、更新により、ネットワーク環境は向上するものと考えています。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第37号「令和8年度静岡県学習者用コンピュータ等の調達契約の締結について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第38号「都市公園を設置すべき区域の決定について」は、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑では、まず、「今回、都市公園として指定する理由は。」とただしたところ、「仮称新的場公園は、的場公園と的場児童遊園

地の機能を継承する施設として、防災倉庫などを設置する予定であるほか、町東部地域に都市公園がない現状を踏まえ、都市公園に指定することとしたものです。」との答弁がありました。また、「新たな公園の設置個所は、浸水想定区域となっているが、何らかの防災機能を備える予定はあるか。」とただしたところ、「的場区全域が浸水想定区域に当たることから、浸水による被害を可能な限り回避するため、設置個所は、浸水が軽度とされている最も北寄りとし、防災機能として、雨水貯留施設の設置を考えています。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和8年6月18日

総務建設常任委員長 大濱 博史